

第百八十六号議案

東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都知事の給料等の特例に関する条例（平成二十八年東京都条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

「令和五年八月一日から令和六年七月三十日まで」を「令和六年十一月一日から令和七年七月三十一日まで」に改める。

附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 令和六年十一月一日から令和七年一月三十一日までの間におけるこの条例の規定の適用については、この条例中「百分の五十」とあるのは「百分の百」とする。ただし、令和六年十二月に支給する期末手当の額に係るこの条例の規定の適用については、この限りでない。

附 則

この条例は、令和六年十一月一日から施行する。

（提案理由）

都政改革の更なる推進に向けた知事の決意及び姿勢を明らかにするため、知事の給料等について、特例措置を継続する必要がある。